一般会計四千七百万円
補正予算等十一議案可決

9月定例議会

九月定例議会は、去る九月二十八日招集、会期八日間と定め一般会計補正予算等の議案11件はすべて原案どおり可決し十月五日閉会しました。

また、この定例議会では、請願書四件の採択と意見書二件、決議文一件がそれぞれ可決されました。

なお、可決されたおもなものは次のとおりです。

財政調整基金 条例の制定

この条例は、災害復旧、地方債の繰上げ償還その他財源の不足を生じたときの財源を積立てるためのもので、今後一段ときびしくなる村財政対策の一助とされます。

◙一般会計 補正予算

四千七百万円余を追加

◎主な歳出

村道舗装工事費　一、五〇〇万円
財政調整基金積立金　一、五〇〇万円
ごみ埋立事業費　二五二万円
二本木排水路工事費　二五〇万円
小学校校庭舗装工事費　二五〇万円
焼山農免道負担金　一五八万円
国営阿賀農業水利事業負担金　六二万円
都市下水路工事　六〇万円
その他　七二七万円
合計　四、七五九万円

◎財源の内訳

寄付金　一、七二五万円
村債　一、五四〇万円
地方交付税　九七三万円
繰越金　五〇〇万円
その他　二一万円
合計　四、七五九万円

◙意見書および決議文

議員の半数改選制及び住民投票制度拡張に関する意見書

この意見書は、国の第十六次地方制度調査会における政府答申の中で、議員の半数改選制と住民投票制度の拡張がいわれており、これらが実施された場合議会と住民との関係に重大な変更と混乱をきたすので、実施は不適当とされています。

国民健康保険制度強化に関する意見書

この意見書は、老人医療の無料化、高額療養費支給制度医療費改訂等で国保の財政運営は深刻な危機に直面しているため、医療保険制度の見直しや改善をし国庫負担制度の確立を図ること等を要望するとされています。

異常気象の冷害対策要望決議文

この決議文は、今年の異常気象による冷害対策について特別防除費助成を講ずること機械化及び寒冷に弱い銘柄米の見直しをすること、農業所得の課税は実態にそくして適正公平な措置を講ずることとされています。

◙請願書

(1)坂道拡巾について　請願人　伊藤松枝外
(2)排水路新設について　請願人　伊藤松枝外
(3)下水路改良整備について　請願人　宇野兵衛外
(4)舗装施工について　請願人　貴船耕次外

以上の請願四件はいずれも委員長審議報告どおり採択されました。

横小の車庫工事 加賀田組と契約

横越小学校のスクールバス車庫新築工事は、目下作業工事が進んでおりますが、これより先にさる九月十六日臨時議会が招集され、加賀田組との契約案件が原案どおり議決を得ましたので、九月十七日から事業着手に入り、工事完成は十一月末の予定です。

なお、契約金額は、一、四一〇万円です。

ようこそ 美浦村議員一行

本村と姉妹村である茨城県美浦村の議員等一行十八名の方々が、さる十月二十日本村を来訪されました。

今回の来訪は先に本村議員一行の訪問に応えての交換訪問です。

美浦の議員一行は、二十日午後本村入りし、北方博物館、横越小学校を見学したあと午後五時から公民館で計画したレセプションに出席村の三役および議員等の歓迎をうけ、和やかな雰囲気で姉妹の情を深めあいました。

夜は議員の家庭にそれぞれ分宿、地区議員との交換会がもたれ有意義な交流がなされました。

公民館での交歓会

～むらの家計簿～

昭和50年度 横越村広域水道事業会計決算書

1.収益的収支　（単位　千円）

収入 区分	決算額	支出 区分	決算額
1.給水収益	34,837	1.原水及び浄水費	15,858
2.受託工事収益	1	2.配水及び受託工事費	5,712
3.その他営業収益	104	3.総係費	8,575
4.預金利息	717	4.減価償却費	2,940
		5.その他営業費用	3
		6.資産減耗費	30
		7.支払利息	1,476
計	35,659	計	34,594

収支差引　1,065千円繰越

2.資本的収支　（千円）

収入 区分	決算額	支出 区分	決算額
損益勘定留保資金充当	11,662	1.給水施設費	152
		2.新設工事費	10.127
		3.企業償還金	1.383
計	11,662	計	11,662

（昭和50年度広域簡易水道事業会計決算は9月議会で認定）

業務実績

事項		単位	50年度	49年度	比較 増減	比較 対前年比
年度末給水人口		人	10,246	9,884	362	103.7
計画給水人口		人	12,000	12,000	0	100.0
普及率		%	98 6	98.3	0.3	100.3
年度末給水栓数		栓	2,180	2,103	77	103.7
配水量	年間	m³	827,422	761,670	65,752	108.6
配水量	一カ月平均	m³	68,952	63,473	5,479	108.6
配水量	一日平均	m³	2,261	2,087	174	108.3
有収水量	年間	m³	704,141	633,712	70,429	111.1
有収水量	一カ月平均	m³	58,678	52,809	5,869	111.1
有収水量	一日平均	m³	1,924	1,736	188	110.8
一日最大配水量		m³	3,378	2,587	791	130.6
有収率		%	85.1	83.2	1.9	102.3

供給単価　$\frac{給水収益\ 34,837,490}{有収水量\ 704,141}$ ＝49円48銭

給水原価　$\frac{総費用\ 34,593,758 - 受託工事費\ 350}{有収水量\ 704,141}$ ＝49円13銭

旧亀田郷水害予防組合から 1,500万円の寄付

亀田郷水害予防組合がさる六月末で解散したため、これに伴なう財産処分が行なわれ横越村へは、現金千五百万円が寄付されました。

村では九月定例議会でこれを補正予算に組み財政調整基金として積立てました。

また、水害予防組合が解散したことにより水防事務は市町村へ移管され水防活動は従来どおり消防団があたります。

明るく正しい選挙の 十箇条
—莫大な出費とその穴埋め— No. 4

(く)ろい霧につつまれている人はくらい

ある小学校を訪問したときのことである。六年生の学級で学級委員長の選挙をやっていた。担任の先生が「選挙は明正にやりましょう」。と説明した途端に、元気のよい男の子が「黒い霧はいけません。」

みんなドッと笑ったが、まことにタイミングのよい発言であった。学級委員長の選挙だけでなく、児童や生徒会の役員選挙などにいたるまで選挙は子供たちのほうが立派で明るく正しい。それが私たちおとなの選挙や政界ではどうして黒い霧がつきまとい汚れたものであろうか。

選挙にあまりに金がかゝりすぎ、ときには実弾まで飛び出すからである。N県選出国会議員の会合で改正公職選挙法の話が出てこれまで代議士名で当然のように出されていた花輪や香典や、祝儀などが違反になるという話題がひとしきり。ところで、「年賀状はどうなんだろう？」「あれも虚礼のひとつ、いっそのこと、この機会にやめたらどうか」とトントン拍子で話がまとまったそうだ。

年賀状は議員によってまちまちのようだが、平均ひとりあたり三万枚から五万枚くらいだと新聞は報じている。選挙区の全世帯に出す人もあるとか。ところで、かりに五万枚とすれば、郵便料金が政府原案どおり上がったとして、はがき代だけで一〇〇万円。それに、印刷代だ、あて名書きのアルバイト代でとなるとゆうに一五〇万円はかかろう。それにこれまでだと、やれ中元だ、歳暮だ、やれ祭りや葬式だというようなわけで、政治家が金や物を贈ることが当然のことのように行われていたし、選挙民もまたそれをあたり前と考えていたのだから、出費は莫大なものであったであろう。その莫大な出費の穴埋めをするために、選挙後はあたかも欠食児童が食べ物を求めてさまよい歩くがごとく、大企業からの政治疑獄や汚職などの黒い霧につつまれることになる。こうして、政界の黒い霧はいっこうに明るく晴れそうにない。選挙に金がかからないようにしなければならぬ。このような意味で、現職議員や立候補予定者などは選挙に関係あるなしにかかわらず、選挙区内の人に寄付をすることを全面的に禁止した今回の法改正では制度的には大きな前進である。

名前入りのカレンダーや手ぬぐいや手帳、色紙やボールペンなども寄付とみなされる。だが政治家や候補者が、これを誠実に守らなければなんにもならない。また、選挙民が自覚しなければ実効はあがらない。制度はいかに立派になってもいぜんとして買収饗応や黒い霧の可能性は残っているのである。（県選管啓発だより20号より）

国民年金 なんでも相談

私達の老後保障となる年金制度への関心は非常に高まっています。今回村民にゆき届いた福祉を計るため、左記日程で「国民年金相談日」を設けました。当日は、年金全般のお話しもあり、またご相談にも応じますので、皆さま多数のご来場をお待ちしています。

年金相談日
日時　十一月二十五日　十時〜十五時
会場　横越村公民館
講師　新潟社会保険事務所　仲村第一課長

あなたも青色申告にしてみませんか？
特典たくさんある

「帳簿がつけられない」とか「うちは青色にするほど規模が大きくないから」といった声を耳にしますが青色申告はそれほど難しいものではありません。

また帳簿をつけることにより、経営の合理化や、方針に役だちます。

奥様の家計簿や、子供さんの小遣い帳のように毎日記帳する習慣をつけ、全部で四十もある青色申告の特典をあなたも活用してはいかがでしょうか。

帳簿のつけかたや、手続きなどでわからないことは、お気軽に税務署へご相談ください。